

新提をつくっております。当初計画では、五日市線の鉄橋まで要復うというようなことで、計画していましたが、これは一部変更になって、後もうちょっと上流のところの旧の提防に当たつていくというふうに計画が変更になっているようでございます。その工事が二百六十メートル行われております。また、現在これは工事五十年計画ということで、いままでのやつはやつたわけですが、五十七年度からは六次五十年計画というものが出てまいりまして、その中で後残り三百五十メートル、ちょうど不法占拠しておりまして付近でございますが、三百五十メートルまだ残つておるわけでございます。それらの計画は、五十七年度からの第六次五十年計画の中に実施されるであろうということで、私もこの中に入るように、これから要望してまいりたいと思つております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○市民部長（井上久男君） それでは、ダム放流時の対応でございますけれども、ダム放流につきましては、小河内ダム管理事務所から西多摩建設事務所を通じて情報があるわけでございます。

それで、市としては、気象状況等台風の襲来時には、洪水の恐れがあるというときには、直ちに事態に即応した水防体制を取るとともに、災害対

策本部を設置して水防活動に当たるわけでございます。水防体制としましては、福生市それから福生消防署、福生消防団で組織し、これらの機関が分担する水防活動としては、河川提防等の随時巡視、あるいは水防上の危険個所を認める場合には、その管理者に連絡というような必要な処置を取るわけでございます。

また、水防上緊急の必要がある場合には、警戒水域を設定し、立入禁止をして、地域住民に対し一時避難難をお願いすることもあります。これは万一の場合でございますので、できる限りはんが起きないよう、飛び出ししないようにということ等を講じているわけでございます。それで、参考までに本年五月十五日に、南公園におきまして、第八消防方面本部と合同によります水防訓練を実施したのが、このような実践にございますか、即応した訓練でございます。したが、これは二五メートルから三メートルということでございます。それで、提防の上部から一五メートルぐらいのことが、先ほど申し上げた水量で、そのところあたりまでくるということでございます。訂正しておきます。

○九番（小野沢久君） 再質問をさせていただきます。

まず、退職金の関係でございますけれども、先ほどの答弁の中で給料の月額の内容に

つこの答弁が漏れておりましたので、これももう一度お願いします。

条例では、退職時の年齢については、十月一日現在の満年齢時となっておりますけれども、退職金を割り増しするための退職月日の繰り下げ、あるいは直前の昇格ということがあるのかどうか。それと、退職者数の金額等で聞きましても、ついでに月数かわればお願いをしたいと思います。

後、多摩川の治水対策の関係でございすけれども、多摩川でちょうど永田橋の上のあたりに、川の流れがいま当たっている状況で、永田橋付近は非常に流れが早いわけでございますけれども、その下がじゃかごになっておりまして、この上が土になっておりますけれども、何となく心もとないような気がするのですけれども、その辺の関係はどうかかなと思いますので、点検したということですので、また、あの答弁の中で台風の後には点検を行っているということですが、いつどういう形で行ったのか、お願いをしたいと思います。以上再度お願いを申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君） 給料月額は、実質的には調整手当が支給されている間は、それを含めたものを給料月額というふうに読みかえて、それが基準給料になるというふうなことになるかと。それと後、いわゆる勤続年数について退職した年齢の

平均はわかるのでございすけれども、何年勤続したかということについては、ちょっと調査をしておりますので、調査済み次第答弁をさせていただきます。申しわけありません。

それと、いわゆる退職に関連して昇給制度といたしたものがあるわけですが、これは福生市職員の昇格昇給等の基準に関する規則におきまして、ここに二十年以上勤続して退職する場合とか職制の改廃そういったことで過員を生じて結果的に退職する場合とか、それから勤務が特に優秀であるとか、ということ、何件か羅列されております。これが特別昇給に相なります。強いて申し上げれば、そういった関係に相なっております。

それと、勤奨制度の関係につきましてもそれぞれそういった趣旨の規定があるわけですが、これも、これらをかみ合わせて実際には運用されております。条件といたしましては、一般的には二十年以上勤続して退職する一般の退職の場合を基準に考えた場合には、この二十年以上勤続しているというところが要件に入るといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○建設部長（内田和雄君） 永田橋のちよつと上の所の石積み関係ですけれども、私も先般台風の翌日行つて見たわけですが、まあ、その程度でしたら、そう危険性はないと思ひますが、あるいはちよつと上がりますと、石積みには当たってくる、それから下の所が

当たるという現状を危惧しております。そうすると非常に危険にもなると思いますので、これらの点
またよく調査し、現在建設省にはお願いはしてございますが、できるだけ措置ができる
ようにお願いしてまいりたいと思います。そういうことで台風の後、翌日私も歩いて見てお
ります。

それからあと、全体的には多摩川の改修促進協議会というものがございまして、これが川
崎市、東京都それから二区十三市一町で構成しているわけですが、これらのところでは
いろいろな工事関係の陳情書等を行ってゐるわけでございますが、本年も十一月十九日には
建設省、それから大蔵省各官庁にお願いに歩いております。

それから、全体的な視察等は十一月二十日にこの協議会におきまして、下からずつ
と青梅まで見ております。

○九番（小野沢久君） それでは順番は変わりますけれども、多摩川の治水対策の関
係でございすけれども、定期的に点検等も行っているということを知りて安心をした
わけでございますが、今回私は小貝川に視察に行つたわけでございますけれども、こう
いう点を職員に訴えたいという気がしたので、緊急の場合のようなときにおいて
視察に職員をすぐに向けられるような体制にあるのかどうか。事が済んでから行つて

も意味がないと思ひますので、その体制どうなつてゐるかひとつお伺ひいたします。

それと退職金の関係なんです、数字の方は後になります、後でも結構ですけれども、
どうですか。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後四時十二分 休憩

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後四時二十二分 開議

引き続き一般質問を行います。

○総務部長（浅見裕康君） 先ほど、御質問がございました関係につきまして、ちよつと時間を
いただきますけれども、本日御答弁できるというふうなちよつと見込みはありませんので、申しわけ
ございませんけれども、これから私も申し上げまして、それによつて御理解、御想像をいた
さくというふうな形をとらせていただきます。

まず、勸奨関係でございますけれども、いま勸奨に關係しますものとして、管理職は五十
七歳、それから、それ以外の職員は六十歳というのが、いわゆる勸奨申し出の基準年齢

でございます。それにしまして、実施をしてるわけでございます。実態としては、勤続十年以上の職員が五十五歳以上に達した場合には、その年齢に達するわけですが、各人の意思によりまして、一応退職を申し出れるわけです。その場合には一応勧奨退職に準じまして退職金の取り扱い措置を受けられるというふうな内容であります。

それで、普通退職の関係でございますけれども、それぞれの勤務年数がわかりませんものですか、具体的に申し上げますのは、いわゆる年度別の普通退職いたしました人たちの平均年齢を申し上げます。

五十一年度が三十八歳、五十二年度は二十九歳、五十三年度は四十八、七歳、五十四年度は死傷病退職を含めまして三十七歳でございます。五十五年度は、死傷病退職を含めまして三十一歳でございます。その他につきましては、特に女性関係が多いというように感じて若く相なっております。

それから、先ほどの災害関係の御質問の中で、いわゆる災害関係の現地視察、こういった場合の必要性がある場合に出張されるかどうかというふうな御質問があったように聞き及んでおりますけれども、これにつきましては、仙台地震の関係につきまして議会側も視察をしまして、私も後から関係者だけ視察に行かせてもらつたというふう

なこともございます。当然必要とあらばそのような処置を取つていきたいというふうに考えております。

○九番（小野沢久君）最後にしたいと思ひますけれども、退職金の関係につきまして、自治省の通達はいろいろあつたと思うのですが、国家公務員退職手当減額法の提出に伴う自治省の通達、あるいは給与実態を住民に公表するというこの実施について自治省の通達が来てると思ひますが、非常に市民として知りたい情報ではないかと思ひますので、その辺の考え方をお聞かせ願ひます。

○助役（古谷徳男君）お答え申し上げます。

いまの公表の関係でございますが、おっしゃるとおり自治省の方から給与のすべてに対して、公表をするようにと、そういったものの通達がまいつておるわけでございますけれども、これにつきましては、現在東京都におきまして、そういったことは同じでございます。都の考え方もまだ煮詰まつてないようなことも聞いておりますし、二十六市の市長会におきまして、やはり同じ歩調でやるべきじゃないかと、そういうふうなこともございまして、現在十二月中にやれと、こういうふうな通達でございますけれども、現在そのような状況でございますので、都の対応の仕方等を考えながら、二十六市統一してやつていくと、こういうことでございますので、その

時期につきましては、いさ少し状況を見たいとこのように考えております。

○九番（小野沢 久君） 最後ですが、いまの減額法の関係の考え方についても同様でございますか。

○助役（古谷 徳男君） それらの関係も含めまして、今後給与関係等の中でも関連が出ようかと思うのですけれども、この点についても各市いろいろ退職手当については違いますが、極力そういうものは国なりにそろえるべきだという通達を受けておりますが、これも今後検討していくつもりでございますが、現在具体的にはまだそういうことは入っておりません。

○議長（末次性男君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は十二月の九日、午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後四時二十八分 延会

（写）

福生市告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十六年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十六年十二月一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十六年十二月八日

二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶務第二千二百一号

昭和五十六年十二月一日

福生市議会議長

末次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和五十六年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和五十六年十二月一日付け、福生市告示第五十五号（別紙参照）をもって、昭和五十六年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

昭和五十六年十二月一日

六 議案第百九号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

七 議案第百十号

福生市民会館条例の一部を改正する条例

八 議案第百十一号

福生市地域会館条例の一部を改正する条例

九 議案第百十二号

福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

十 議案第百十三号

福生市民体育館条例の一部を改正する条例

十一 議案第百十四号

福生市福祉事務所設置条例

十二 議案第百十五号

福生市道路占用料徴収条例

十三 議案第百十六号

昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第四号)

十四 議案第百十七号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)

十五 議案第百十八号

昭和五十五年福生市一般会計決算認定について

十六 議案第百十九号

昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計決算認定について

十七 議案第百二十号

昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

十八 議案第百二十一号

昭和五十五年度福生市下水道事業会計決算認定について

十九 議案第百二十二号

昭和五十五年度福生市受託水道事業会計決算認定について

写 福総庶発第二千二百二号

昭和五十六年十二月一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和五十六年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第四百四号 福生市組織条例の一部を改正する条例

二 議案第四百五号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例

三 議案第四百六号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第四百七号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

五 議案第四百八号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

請願第五号

老人保健法案反対に関する請願書

紹介議員

小 林 菊 三

宮 沢 良 一

松 山 清

関 米 吉

現在国会において継続審議中の老人保健法案について、私どもはその成り行きに多大の関心を持っています。

この法案の内容を通覧すると、多くの矛盾、疑問があり、われわれは医療担当者として、また地域医療行政に協力する一員として黙視することはできません。

わが国の健康保険制度は、種々の問題を内蔵してきたとはいえ、終戦後の未曾有の混乱の中から次第に国民医療の中核となり、進歩発展する医学知識を十分に取り入れ、世界にも類のない効果を挙げいまや世界一の長寿国になつたことは、医療担当者として誇りに思っています。このように完備した健康保険制度から七十才以上の老人を切り離す必要があるのでしょうか。この法案に唱われている理念は、老人医療の圧縮を目的とする以外には、現在の健康保険制度の下でも十分に行えるはずであります。

老人の受診医療機関の自由選択の抑制、医療担当者以外の市町村長による入院・看護・移送等の規制、外来・入院負担金の賦課、老人に対する罰則の設定等と、老人の受診の機会を制限し、老人を虐待するこの法案の内容は、老人福祉に逆行し、憲法第十四条の法の下に平等の精神にもとるものと断ぜざるを得ません。

またその費用については、保険者の拠出金の問題はなお議論のあるところであり、法案

が実施された場合には、市町村の機構の拡大、人員の増加、施設の新設等により、老人が国保から別枠の会計になつても、かえつて将来は市町村の負担増になり、その財政圧迫の可能性は大であります。

保険財政逼迫の救済のためとはいえ、高齢者の福祉を犠牲にし、地方自治体の財政を圧迫するような短絡的な法案を容認するわけにはまいりません。

すでに東京都議会においては、十月八日に満場一致で、本法案反対の決議が採択されました。

よつて福生市議会におかれましても、この法案の成立を見合わせるよう意見書を関係機関に御提出されたくお願いいたします。

昭和五十六年十一月三十日

請願者

青梅市西分町三一〇三

社団法人西多摩医師会長

瀬戸岡

進

㊤